

活動分野が20分野に、「認定」要件も緩和 NPO法・新寄附税制が改正される

6月15日の国会で、NPO法の改正がされ、6月22日には新寄附税制の法案も可決された。シーズや日本の中間支援センターを先頭になされたNPOの運動が実ったといえよう。改めて、その概略を伝える。(村田恵子)

●主なNPO法の改正点

主な改正点をまとめると、以下のとおりである。

(1) 活動分野の追加

現在17ある活動分野に加えて、①観光の振興を図る ②農山村及び中山間地域の振興を図る ③都道府県等が条例で定める活動

(2) 所轄庁の変更

活動が2つ以上の都道府県にまたがる場合は内閣府に申請しなくてはならなかったが、主たる事務所のある都道府県でできるようになった。

(3) 認証制度の柔軟化や簡素化
認証期間が短くなったり、総会議案を電磁的記録で採決することも可能となった。

(4) 信頼性向上のための措置

認証後に法務局に登録しない団体の認証取り消し。また、収支計算書を「活動計算書」とする。会計基準を設ける提案をしているが、それは



認定NPO法人からの助言を尾池さんからいただいた。

持越しとなった。情報公開の充実を義務付ける。

(5) 認定制度の変更

認定NPO法人制度は税法によって定められていたが、NPO法に組み込まれたので、認定機関が国税庁から都道府県または政令指定都市に変更。

(6) 認定NPO法人の認定の緩和

従来通り総収入における寄付の割合が20%以上であることが、認定NPO法人の要件であるが、(相対値基準という) 寄付金の総額が3000円以上である寄付者の数が年平均100人以上であること(絶対値基準という)、都道府県または市区町村が、個人住民税の寄付金控除の対象として条例により個別に指定した特定非営利活動法人であること(条例個別指定基準という)の3つの基準で認定NPO法人を認定することになった。

(7) 仮認定制度の導入

総収入に対する寄付の割合が20%以上であること(これをパブリックサポートテストという)をクリアしていなくても、他の要件が認められれば、仮認定を3年間得られる。

これらの改正はこれまでにない画期的なものであり。現在、NPO法人の0.5%しかない認定NPO法人がこれで増加するものと期待されている。



●主な税制の改正点 (新寄附税制)

(1) 所得税の税額控除に

これまでは、認定NPO法人に対して寄付した場合、「所得」から控除され、その上でその人の所得税率で計算された。しかし、今回の改正で「所得税」から寄付金の50%(国税40%と地方税10%)が控除されることを選択できるようになった。

たとえば、年収560万円の会社員Aさんの課税所得は300万円です。所得税率は10%とする。Aさんが年間5万円をある認定NPO法人に寄付すると、基礎控除が2000円あるので(5万円-2000円)×0.4=19200円となる。地方税は10%なので、4800円となり、総額24000円が納めた税金から還付される。ただし、税額控除は所得税の25%が上限となる。

これまでは課税所得からの控除になっていたため(5万円-2000円)×0.1(Aさんの所得税率)=4800円しか還付されなかったが、税額控除を選択すれば24000円の還付になるわけである。

(2) みなし寄付金の拡大

収益事業を行っている認定NPO法人が収益事業に属する資産から、集積事業以外の事業のために支出した金額がある場合、その一定額を寄付金とみなして損金参入を認めることになった。

(3) 地域において活動するNPO法人等の支援

認定NPO法人以外でも地方自治体が個別に条例で指定すれば住民税の寄付金控除が可能になる。

(4) 日本版プラントギビング(特定寄付信託) 税制の創設

公益社団・財団・認定NPO法人への寄付を目的とした信託に対して、寄付者は所得控除または税額控除が受けられる。

●寄付者の税優遇がより有利に

これらの改正の特徴は地方分権に配慮した改革といえる。県や政令指定都市、市町村がNPOに対する支援を条例を作って独自にできるようになった。

また、こうした要件緩和で、システムとして、認定NPO法人に寄付した場合、公益財団と変わることはない税の優遇を寄付者が受けられることになった。公益財団と「小さな」認定NPO法人が肩を並べられることになった意義は大きい。

東日本大震災では寄付が「赤十字」や「共同募金会」に集中したが、被災地

で活動する認定NPO法人に寄付しても税の還付が受けられるのである。

しかし、これまで233ある認定NPO法人であっても、認定を得たから飛躍的に寄付が増えたという話はあまり聞いたことがない。認定NPO法人となってから、どのように自分たちの活動をアピールして、寄付金を得るのが大きな課題となってくだろう。また、会計、総務など認定要件に基づいた書類整備が大変重要で、少なくともこれらの業務にあたる人材や人件費に見合うだけの寄付を獲得できなければ組織的な負担となる。

また、「3000円を寄付する人が100人いる」ことが社会的支持を得ているという「絶対基準値」が導入されたが、20分野で考えても寄付をもともと得やすい分野とそうでない分野がある。寄付者が100人いなくても、地域社会では不可欠な活動をしているNPOもある、一方、活動が理解しやすく100人の寄付者がえられやすいNPOとの「差」ができる恐れもある。

さいたまNPOセンターとしては、まだ埼玉県に業務が移管しておらず、「仮認定」制度の準用など未知数な部分も多いので、認定NPO法人に関する情報収集を進めているところである。

そこで、第1回目の学習会を、8月31日、関東信越国税局とすでに認定NPO法人となっている「メイあさかセンター」の尾池富美子さんを

招いて行った。参加者は46人に及んだが、今後も認定NPO法人に関する情報や知識の集積をして、皆さんに適切なアドバイスができるようにしていきたい。

セミナー速報

新しい「認定NPO法人」 何がどうなる—

8月31日に行われた同上のセミナーは、46人が参加した。参加動機は「認定」を申請しようとしている人が6人、迷っている人が6人、その他の人は情報収集や学習などのためだった。

国税局職員の講師は、ポイントをまとめたレジュメと「認定NPO法人制度の手引き」(七訂版・国税庁発行)を用意して、丁寧にポイントを押さえた説明をされた。法律の改正によって近々に八訂版が発行されるが、主要な部分はほとんど変わらないので、申請を検討されている方は必ずこれを読み込んだほうがよいということであった。

すでに2回、「認定」をとっている尾池富美子代表理事は、認定を申請した動機は「もともと寄付の多い団体で、寄付者になにかお礼をしたい」というものだったと話された。実際の伝票や、認定NPO法人が発行した領収書であることを証明するシールなどを持参し、「信用性が高まりました。日常の経理(複式簿記)と寄付者の名簿管理をきちんとできるNPOならば認定される組織になれると思います」と話された。